

第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下「確認調査報告書」という。）として刊行され、この事業は完了した。

③ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下「東京ガス」という。）が高津区千年字伊勢山台一帯で実施する、ガス管理設工事計画を確認した。そこで急遽、東京ガスに連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下「法93条届出」という。）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委は東京ガスと協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民からの早期着手要請を受けて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡衙関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川：現野川本町3丁目）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

④近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者は遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認しているため、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向もあり、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった（第13次調査）。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出したことから、調査後、改めて土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られ、現状保存として取扱うことができた。

⑤橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、遺跡群の価値を高め、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けて、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を平成26（2014）年度から開始した。その結果、調査成果等からその価値が認められ、平成27（2015）年3月10日に、史跡橘樹官衙遺跡群として指定された。

国史跡指定後、さらに遺跡群の価値を高めるとともに、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の全容解明に向け、市教委は調査整備委員会の指導・助言を受けつつ、橘樹官衙遺跡群確認調査事業を実施することとした。この事業に伴い実施した千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕の調査は、平成26（2014）年度～令和7（2025）年度までに31回実施し、大きな成果をあげている。

なお、第30次及び第35次調査については、史跡整備事業に伴う確認調査である。

（2）橘樹官衙遺跡群－影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の

2種類あることなどが指摘されてきた。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8回、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4回、影向寺境内墓地整備工事に伴う発掘調査が3回、合計15回の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕とともに橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成28（2016）年度～令和7（2025）年度までに27回（影向寺遺跡第16次調査～第42次調査）を実施している。

なお、第21次及び第22次調査については、橘樹官衙遺跡群確認調査事業とは別に、民間開発事業に伴い実施された発掘調査である。

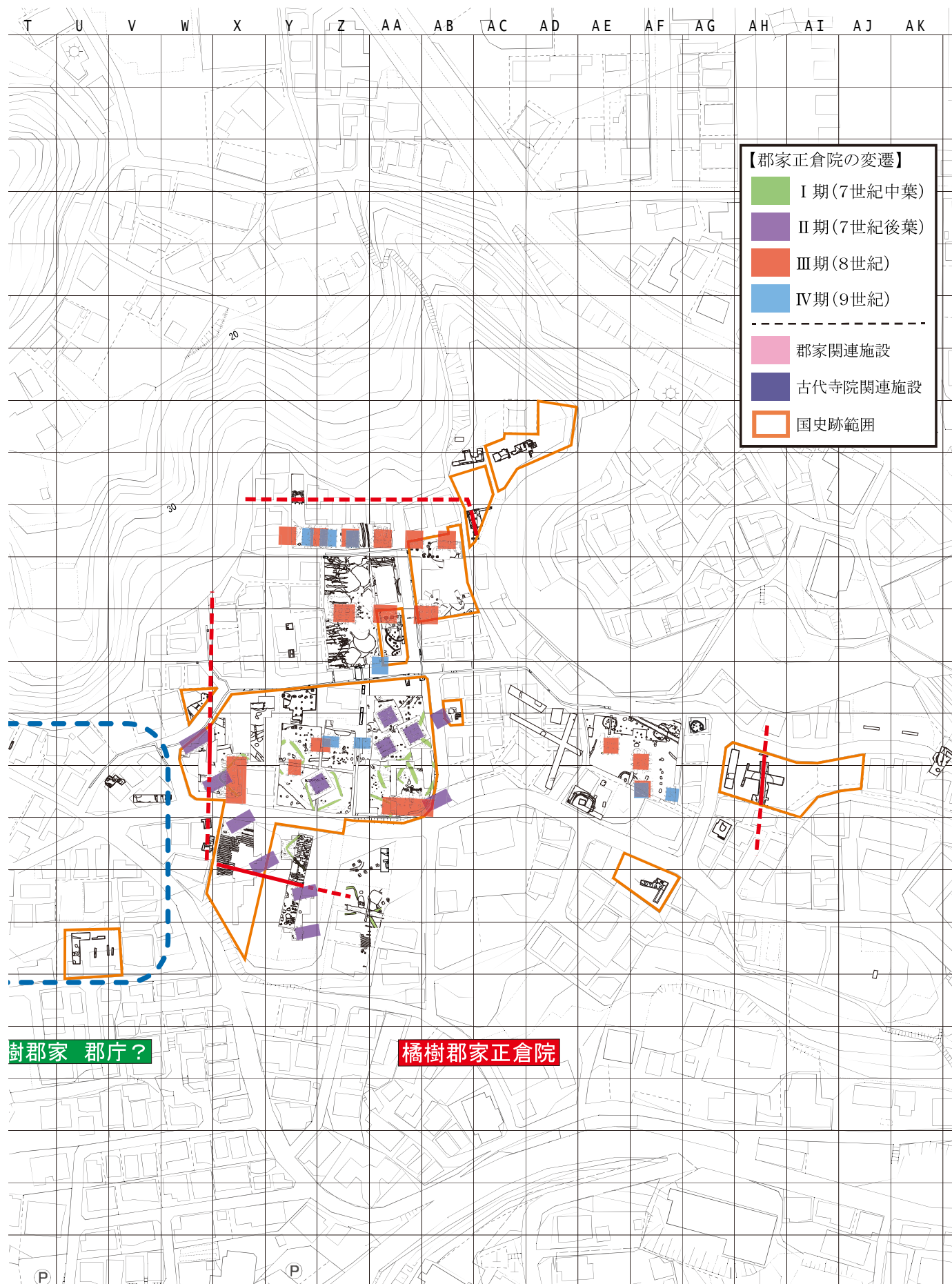
第4節 遺跡群における保存整備状況

橘樹官衙遺跡群については、平成27（2015）年3月10日の国史跡指定後、平成30（2018）年度に第1期整備基本計画の策定を行った。その後、第1期整備基本計画の短期計画第1期に基づき、令和元～5（2019～2023）年度、史跡橘樹官衙遺跡群のうち、「旧たちばな古代の丘緑地」部分及びその西側隣接地において史跡整備を実施した。整備対象地については、地域住民及び市民等にとっての憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備した。

そして、令和6（2024）年5月18日に「橘樹歴史公園」としてオープンし、一般に供用を開始しており、多くの人に利用されている。



写真1 橘樹歴史公園（南東から）



第4章 整備の方針と目標

第1節 基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の整備については、次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代寺院等の景観が理解できるような整備を目指すものとする。また、示した視点を考慮し、各々の必要性、規模等の適切性・妥当性等を確認し、社会状況を踏まえながら、必要に応じて整備を行うものとする。

なお、整備の詳細な仕様等については、令和4・5（2022・2023）年度における第1期整備基本計画短期計画第1期に基づく橘樹歴史公園の整備で用いた仕様等に準拠する。

【視点】

- （1）史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- （2）古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- （3）史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- （4）史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- （5）史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能

第2節 整備目標

前述の基本方針、また、保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群の将来目指すべき姿として、整備目標を次のように設定する。

①橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を体感できる場として整備する。
②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場として整備する。
③橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

第5章 整備の基本計画

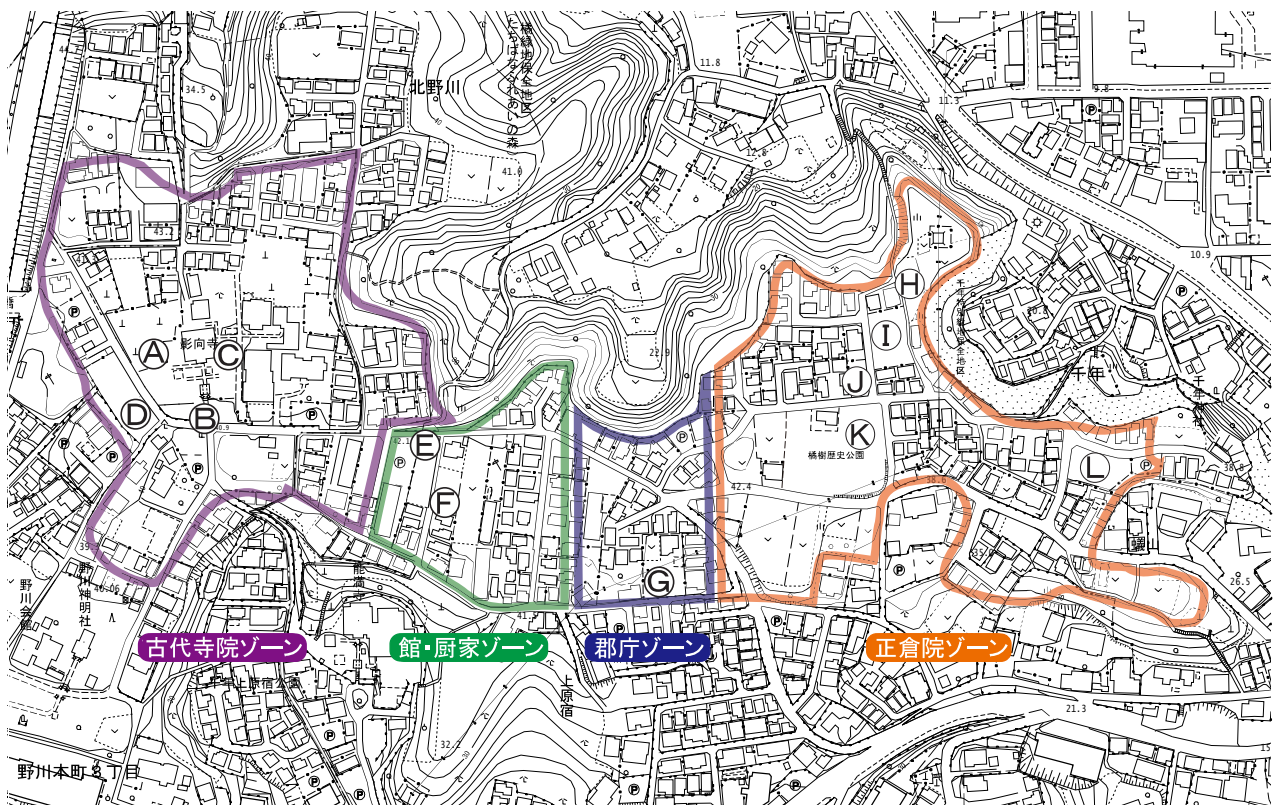
第1節 地区区分と地区別整備計画

(1) 地区区分とその範囲（第11図）

橘樹官衙遺跡群では、地域ごとに発見されている遺跡・遺構等の性格が大きく異なっているため、同じ内容・手法等で整備を実施することは困難である。そこで、整備基本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形等に考慮しつつ、遺跡・遺構等の内容・様相に合わせて、次の4つの地区（以下「ゾーン」という）を設定し、各ゾーンごとの整備計画を示すとともに、各項目ごとの整備内容も示す。

第2表 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）

ゾーン名	地区の範囲とその概要
①古代寺院ゾーン	現在の影向寺境内及びその周辺地域、遺構としては古代寺院の推定金堂跡、塔跡等
②館・厨家ゾーン	橘樹郡家正倉院と古代寺院の間の地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の館跡・厨家跡とその関連施設等
③郡庁ゾーン	橘樹郡家郡庁が展開すると推定される地域で、概ね現在の千年字上原宿の範囲、遺構としては橘樹郡家の郡庁跡とその関連施設等
④正倉院ゾーン	橘樹郡家正倉院が展開する地域で、概ね現在の千年字伊勢山台及び蟻山の範囲、遺構としては橘樹郡家の正倉院及びその関連施設等



第11図 橘樹官衙遺跡群における地区（ゾーン）区分とその範囲



写真2 古代寺院ゾーン (A)



写真3 古代寺院ゾーン (B)



写真4 古代寺院ゾーン (C)



写真5 古代寺院ゾーン (D)



写真6 館・厨家ゾーン (E)



写真7 館・厨家ゾーン (F)



写真8 郡庁ゾーン (G)



写真9 正倉院ゾーン (H)



写真 10 正倉院ゾーン (I)



写真 11 正倉院ゾーン (J)



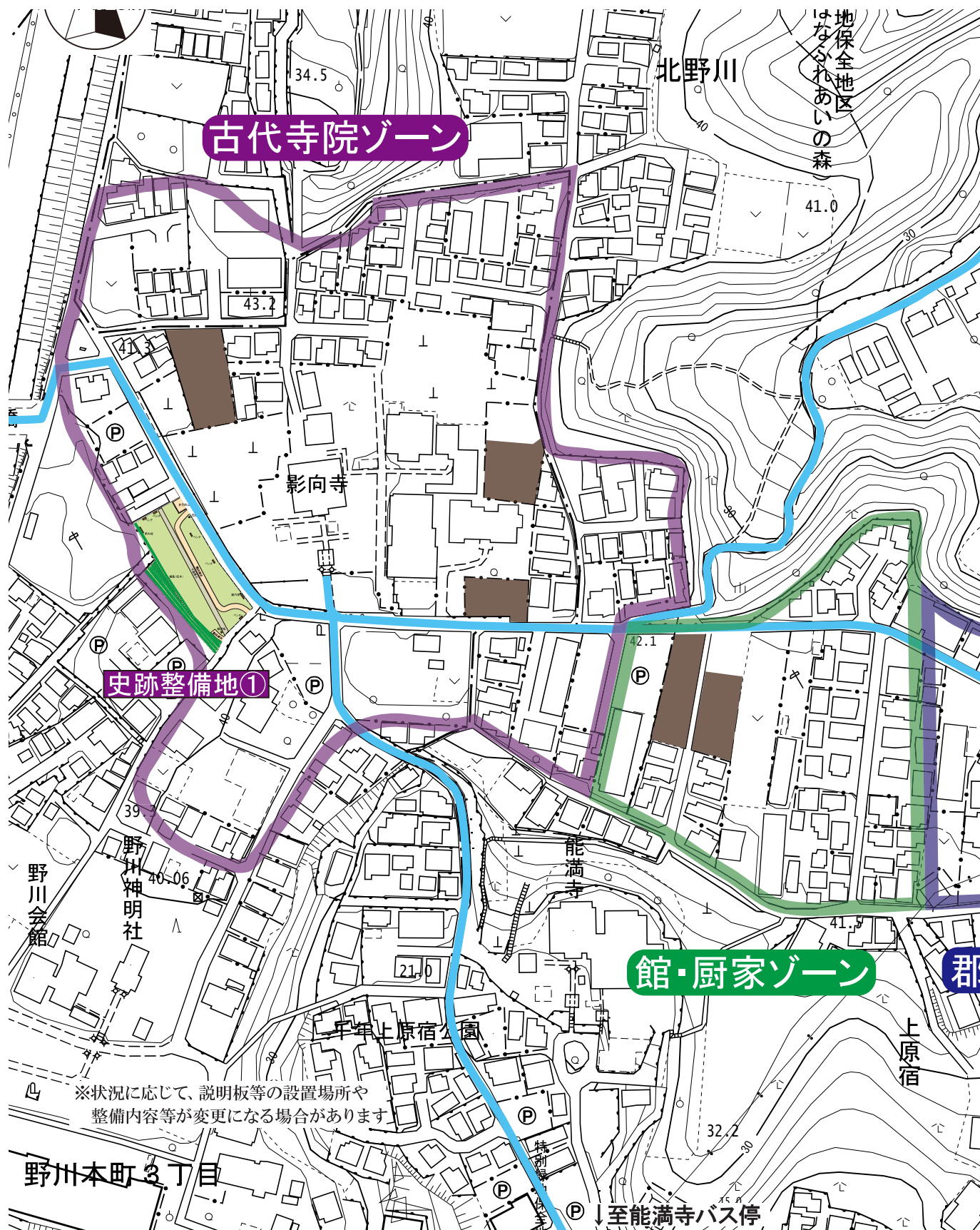
写真 12 正倉院ゾーン (K)



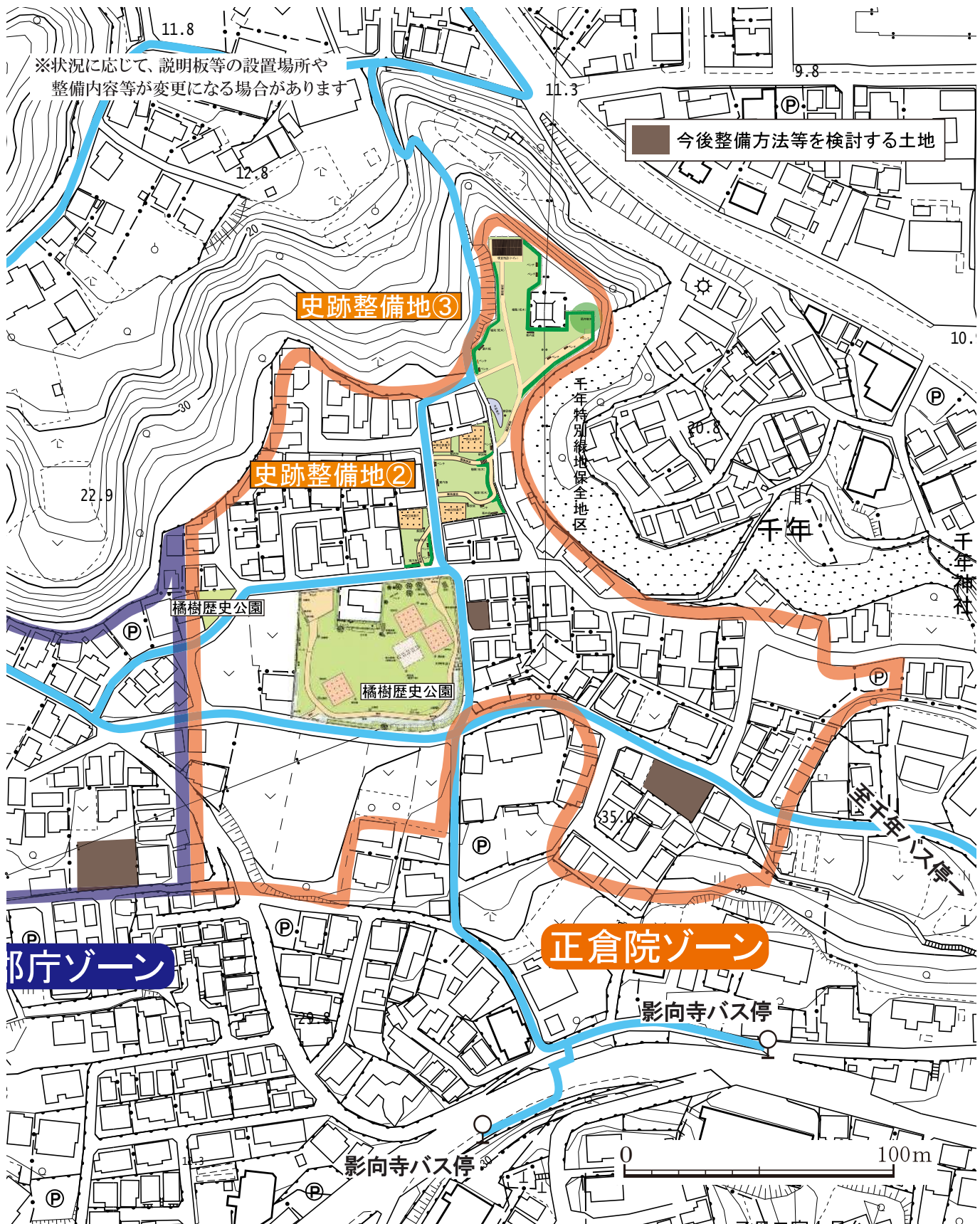
写真 13 正倉院ゾーン (L)

(2) ゾーン別整備計画

第12図で設定したゾーン区分内における遺跡・遺構等の内容や、ゾーンごとの性格や役割の違い等が分かるよう、各ゾーンごとに、次に示すような整備を行う。



第 12 図 ゾーン別整備計画



①古代寺院ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
古代寺院ゾーン	●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、古代寺院の主要建物や区画施設等について、ゾーンの大部分を占める影向寺の協力を得ながら、来跡者が体感できるよう整備する。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●古代寺院主要建物や区画施設等の表示、既存樹木管理 ●解説板・説明板・史跡標柱等の設置 ●多目的活用広場の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設の設置、植栽整備 ●多目的広場等の設置

②館・厨家ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
館・厨家ゾーン	●橘樹郡家正倉院と、古代寺院とを結びつける地域として、史跡指定地で、公有地化が完了している土地を整備し、遺跡群全体の回遊性を高める。 ●来跡者が史跡を体感しながら、安全・快適に見学でき、憩いの場となるよう整備するとともに、隣接住宅等に影響がないよう配慮を行う。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●橘樹郡家館・厨家施設の表示 ●解説板・説明板・史跡標柱等の設置 ●多目的活用広場の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽

③正倉院ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
正倉院ゾーン	●史跡整備が完了し、市民の利活用が行われている橘樹歴史公園と連動した整備を行う。 ●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、橘樹郡家正倉院の建物や区画施設等について、来跡者が古代を体感できるよう、公有地化が完了している土地を整備する。 ●来跡者へのわかりやすい案内とともに、憩いの場として快適な見学ができるよう整備する。 ●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●正倉院関連施設の表示、既存樹木管理 ●解説板・説明板等の設置 ●便益施設の設置 ●整備範囲の地被植栽、園路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽 ●多目的広場の設置

④郡庁ゾーン

地区（ゾーン）名	地区別整備計画	主な整備内容
郡庁ゾーン	●土地の状況等により本格的な整備が困難な場所においては、市民が利活用できるよう、暫定的な対応を検討する。	●説明板等の設置 ●地被植栽、遮蔽・区画施設等の設置

第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構表示〔一部立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。なお、郡庁ゾーンについては、第2期整備基本計画で整備は実施しない。

（1）遺構の整備手法

①遺構復元

遺構の復元については、第1期整備基本計画において全国初の飛鳥時代の倉庫を復元したことから、当面はその適切な維持・管理に努め、新たな遺構の復元は実施しない。

②遺構表示

来跡者が古代橘樹郡家や古代寺院における諸施設の規模や構造等を体感し、史跡橘樹官衙遺跡群への理解を深められるよう、これまでの発掘調査により、概ねその構造や特徴等が明らかになった官衙関連遺構について、同時性を十分確認した上で、一部立体表示や平面表示を行う。

また、史跡の理解を促進するために必要である場合は、異なる時期の遺構表示との併用も検討する。



写真 14 橘樹官衙遺跡群で遺構復元
（橘樹歴史公園の復元倉庫）



写真 15 立体表示の事例
（橘樹歴史公園の一部立体表示）

（2）地区（ゾーン）ごとの整備

①古代寺院ゾーン〔古代寺院の整備〕

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡では、これまでの発掘調査等で、古代寺院の金堂跡・塔跡とともに、関連する建物が発見されている。こうした調査成果等を踏まえ、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲のうち、それぞれの土地の諸条件等を踏まえた優先順位に基づき整備を実施する。整備に際しては、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、施設の一部立体表示や平面表示等を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

②館・厨家ゾーン〔橘樹郡家の館・厨家の整備〕

橘樹郡家跡館・厨家ゾーンで確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橘樹郡家の館・厨家跡である可能性が高いことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了

した範囲は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定めた上で、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行い、館・厨家施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

③郡庁ゾーン〔橘樹郡家の郡庁の整備〕

橘樹郡家跡郡庁ゾーンでは、これまでの発掘調査等で明確に橘樹郡家郡庁に関連する遺構等は確認されていないが、東側の正倉院、西側の館・厨家等の配置から、当該ゾーン内に橘樹郡家郡庁跡が所在する可能性が高い。今後、国史跡指定地内で一定程度の公有地化が完了した場合は、整備地の諸条件や史跡整備の優先順位等に基づき、整備基本計画で整備内容等を定め、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、郡庁施設の一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

④正倉院ゾーン〔橘樹評段階倉庫群の整備・橘樹郡家正倉院の整備〕

橘樹郡家跡正倉院ゾーンでは、その一部に、令和6（2024）年5月18日、都市公園（歴史公園）として橘樹歴史公園をオープンさせ、地域を含む多くの人々に利用されている。今後は、橘樹歴史公園と連動して、市民の積極的な利活用を推進し、さらに多くの人が訪れる地域の歴史文化資源となるよう、国史跡指定地内で公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、一部立体表示や平面表示等の整備を行う。

しかし、公有地化した土地の状況等により本格的な整備が実施できない土地については、整備基本計画に基づく本格的な整備を実施するまでは、第2期保存活用計画で示した「A1地区における暫定的な対応の考え方」に基づく対応を検討する。

（3）遺構整備に伴う発掘調査

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代寺院等については、古代官衙施設・建物等一部立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得ることを目的として、遺構に影響が及ばないよう必要最小限の調査とし、十分留意して発掘調査を行う。

第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

（1）動線・サイン計画

①整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群内に散在することから、各整備地を円滑に移動できるよう動線を整備する。

- ②整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての園路は設けないものとする。
- ③サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

（２）園路

園路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない園路線形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

（３）広場

整備地の広場は、原則として地被植物等で植栽し、眺望の積極的な活用や遮蔽の必要性等、周辺との関係性に十分配慮した上で設置場所を決定し、整備する。また、要所には、休憩や簡易的な学習の機会等といった短時間の滞在や、イベント等の開催による長時間の滞在も可能な多目的広場を整備する。

第４節 地形造成に関する整備

地形造成に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

（１）造成

- ①整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。ただし、現地形や旧地形を可能な限り保存できるよう配慮する。
- ②遺構の表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないように、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。
- ③整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分配慮する。

（２）電気・給排水

- ①電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないように、十分注意して整備する。
- ②電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。
- ③遺構等の保存整備に際しては、表装を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数を現況に近いものとする。

第５節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、史跡の修景等の観点から、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

- ①遺構に損傷を与えると判断された既存木は、伐根に考慮しながら伐採する。
- ②周辺の建築物等に対し、遮断植栽の配植を原則とするが、植栽の配植が周辺建築物等に影響が及ぼす場合、より適切な遮断機能を配置する。
- ③必要な箇所に芝生等の地被植物の植栽を原則とするが、整備地の状況や利用者の利便性、整

備後の維持管理等も踏まえ、ダスト舗装等、より適切な地被又は舗装等の整備を行う。

④日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、快適な滞在が可能な緑陰の創出や、既存植栽の活用を図る。

⑤歴史的景観の整備を考え、古代の植生に配慮した植栽を行うが、整備地の立地や条件等に応じ、近接する緑地保全地区、農地の景観、住環境等との調和を図った植栽とする。

第6節 施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

(1) 案内板・解説板等

史跡橘樹官衙遺跡群や地域のもつ歴史的・文化的価値を来跡者に適切に伝えとともに、来跡者が目的とする場所に確実に移動できるようにするため、案内板・解説板等を設置する。設置に際しては、文部科学省が定めた「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」(p. 45: 資料1)の規定等に準拠する。

ただし、第2次整備計画における案内板・説明板等の設置については、第1期整備で設置した案内板・説明板の仕様を踏襲し、史跡サイン等の統一性を確保する。また、多言語に対応できるよう、外国語を併記する。

①標識

史跡に指定されている地域であることを示すため、必要に応じて、史跡各所に標識(史跡標柱)を設置する。設置に際しては、来跡者の動線や史跡の景観を考慮するとともに、地下の遺構に影響が及ばない場所を選定する。

②案内板・説明板・解説板

史跡橘樹官衙遺跡群の概要及び歴史的価値等、または官衙各施設や遺構等の内容を、来跡者が理解できるよう、案内板・説明板を設置するとともに、各遺構ごとに解説板を設置する。

[案内板]

- ・設置場所候補は、JR南武線武蔵溝ノ口駅～武蔵小杉駅間に所在する駅からの来跡者を主たる対象とし、橘樹官衙遺跡群にどこからアプローチしても分かりやすい場所を遺跡群全体の中で検討し、必要に応じて設置する。

[説明板]

- ・史跡の名称、史跡指定年月日、指定の理由、



写真16 標識の事例[史跡標柱: 橘樹官衙遺跡群: 橘樹歴史公園]



写真17 案内板の事例[史跡橘樹官衙遺跡群 (影向寺バス停横)]

史跡の概要・価値等を表示する。

- ・設置場所については、遺構群の特徴や特徴的な遺構等を説明するため、整備した範囲を中心として、遺跡群全体に必要な応じて設置する。
- ・遺跡群の特徴や整備を行った遺構等は、最新の発掘調査成果等を基に解説を行う。

【解説板】

- ・一部立体表示・平面表示した遺構等を来跡者に説明するため、遺構ごとにその名称や性格等を記した解説板を設置する。



写真18 説明板の事例[史跡橘樹官衙遺跡群（橘樹歴史公園）]

（２）ガイダンス施設

文化庁及び調査整備委員会から、国史跡については、可能な限り、史跡及び史跡周辺の歴史や文化等を来跡者に周知できる施設（ガイダンス施設）を設置すべきとの指導を受けており、宅地化が進み、遺跡の全体像や価値の把握が難しい史跡橘樹官衙遺跡群の価値や情報等を広く知ってもらうためには、ガイダンス施設の設置が望ましい。

しかし、現在、ガイダンス施設を有効かつ効果的に運用することが可能な土地・建物の有無について調査・検討中であることから、運用可能な土地・建物が見つかり、設置についての片内調整等ができるまでの間は、様々なガイダンス機能を充実させることで対応する。

【充実させるガイダンス機能】

①展示・学習機能

橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等を学習できるよう、近隣の公共施設等を活用し、パネルによる解説や出土遺物等の展示を行う展示スペースを設置する等、ガイダンス機能の充実を図る。

②案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供するため、遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信するためのパンフレット・チラシ等を作成し、近隣の公共施設等に配架スペースを設置し、配布する。また、ウェブサイト等での情報発信を積極的に行うとともに、デジタルマップの公開やアプリを用いた音声ガイド等、利用者の利便性向上に努める。

（３）ＡＲ（拡張現実）・ＶＲ（仮想現実）

古代の橘樹郡家や古代寺院の景観や様相のイメージを分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しむことができるよう、ＡＲ（拡張現実）・ＶＲ（仮想現実）といったデジタルコンテンツの活用についても検討する。ただし、かつて存在した官衙の施設や発掘調査実施場所での体感体験や関連する各種情報の提供等で、最大限の学習・体験効果を得るため、ＡＲ等のデジタルコンテンツの活用は、将来的なガイダンス施設の整備に合わせた導入が望ましい。

（４）便益施設（ベンチ、多目的活用広場、トイレ、駐輪・駐車スペース等）

来跡者の快適な利活用に寄与するためベンチや、生涯学習・学校教育等で利用できる多目的活用広場を設置するとともに、史跡へのアクセス向上に向けた取組を進める。なお、トイレについては、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域住民と意見交換を行いながら設置場所を決定する。

一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内に設置することはできないが、公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。また、身体障害者等が来跡した際の駐車スペースとしては、多目的活用広場を活用する。

（５）その他施設

来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明、フェンス等を設置する。

第７節 史跡の公開・活用

史跡の公開・活用の中で、整備を実施した史跡を用いる公開・活用については、保存活用計画における活用の基本方針及び活用の方法に基づき、次の基本的な考え方により実施する。

（１）情報発信

- ①必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。橘樹官衙遺跡群の保存整備事業の情報についても、積極的に発信する。
- ②市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市のウェブサイト等での橘樹官衙遺跡群の周知・解説等を行うとともに、SNSを活用した情報発信も行い、幅広い人々に周知を図る。
- ③地域住民をはじめとする市民等への橘樹官衙遺跡群の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会等をこれまでと同様に実施する。
- ④来跡者の利便性等を高めるため、駅周辺や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置する。また、パンフレットやマップ等を作成・配布するとともに、ウェブサイト等で公開する。

（２）普及啓発活動

- ①地域の特徴を活かした体験学習やイベント等を企画・実施し、橘樹官衙遺跡群への来跡者の増加やリピーターの獲得、事業への参加を促す。
- ②市内の小・中学校等においては、授業での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習のカリキュラムを作成するとともに、指導者等の人材発掘・育成を進める。
- ③生涯学習では、史跡だけでなく、遺跡群及びその他の文化財等を生涯学習の素材として活用し、歴史講座や体験学習等



写真18 普及啓発活動の事例〔橘樹歴史公園復元建物の特別公開事業〕

により、市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会を作る。

（３）公開・活用の担い手づくり

- ①普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手を育成する。
- ②定期的にガイドボランティア育成講座を開催する等、史跡の説明だけでなく、地域のさまざまな情報を案内できるガイドの担い手を育成する。
- ③歴史学習や校外における見学・体験学習等、様々な機会を通じ、市内の小・中学校等の参加を促し、学校連携を推進する。
- ④小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材育成を図っていく。
- ⑤地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、史跡の周知や活用の推進を図る。

第８節 史跡の管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方にに基づき実施する。

（１）管理・運営に関わる事業

- ・川崎市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第１項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- ・維持管理としては、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- ・国史跡指定地の公有地化は、長期にわたる取組が想定されるため、公有地化が完了した土地の中に、長年本格的な整備が実施できず、活用されない土地がないよう、簡易的な整備を行い、暫定的に市民利用に供する。

（２）整備後の維持・管理に関わる事業

- ・橘樹歴史公園に設置した諸施設の定期点検等を行うとともに、公園内に復元した飛鳥時代の倉庫についても継続的な調査（経年劣化・破損・温湿度等）を実施し、定期的に補修・修繕等を実施する。
- ・定期的に整備地の地被植物や高木等の植栽及び既存樹木等の除草・剪定等、市民が快適・安心・安全に利活用できる状態を維持する。

（３）管理・運営の実施体制

①行政における保存・活用施策の対応力強化

史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備・活用事業は、現在、川崎市の文化財保護部局が中心となって進めており、史跡指定から10年が過ぎた現在、川崎市全体で見れば、橘樹官衙遺跡群の認知度はかなり高まってきているといえる。

今後は、川崎市として橘樹官衙遺跡群の歴史的・地域的価値を周知し、どのように保存・活用を進めていくべきかについて、さらに総合的・多角的に検討していくことが重要である。そこで、今後、複合的効果を生む施策の展開を図るため、現在、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置している市内検討委員会を引き続き活用していく。

②市民組織・民間団体との協働

史跡橘樹官衙遺跡群が将来にわたり保存・活用されていくためには、地域の人々が、史跡を自分達の宝・誇りとして愛着をもち、行政と協力してその管理・運営に参加していくことが重要である。橘樹官衙遺跡群やその周辺でそれぞれ独自の活動を行っている地元町会や地域住民を母体に組織された史跡保存会、さらに関係する市民組織や民間団体等が、相互に連携しあいながら、史跡の保存管理に関わってもらうことが求められる。

そこで、行政と市民組織・民間団体等の相互連携を図り、それぞれの独自性・専門性を活かしながら役割を分担して協力しあう「協働」の体制を構築できるよう、地元町会や関係団体等と調整していく。